指定障害児通所支援事業所 管理者 様

埼玉県福祉部障害者支援課長 鈴木 淳子(公印省略)

「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準」の改正に伴う運営規程の見直しについて(依頼)

本県の障害福祉行政の推進につきましては、日頃格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。 さて、「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準」の改正に伴い、貴事業所の運営規程の見直しが必要となります。また、虐待防止の措置等すでに義務化されている条文もございますので併せて見直し、下記のとおり、御対応をお願いします。

記

- 1 改正内容
 - (1) 「安全計画の策定等」の義務化
 - (2) 「自動車を運行する場合の所在確認」の義務化
- 2 対象となるサービス
 - (1)安全計画の策定等 ⇒ 障害児通所支援事業
 - (2) 自動車を運行する場合の所在確認
 - ⇒ 児童発達支援(児童発達支援センター)及び放課後等デイサービス ※別添の「運営規程の見直しについて」に詳細がございますので御覧ください。
- 3 提出書類
 - (1)変更届
 - (2)付表
 - (3) 運営規程
- 4 提出期日 令和5年5月19日(金)
- 5 提出方法

埼玉県電子申請・届出サービスにて提出してください。

https://s-kantan.jp/pref-saitama-u/offer/offerList_detail.action?tempSeq=50312

※必ず「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準の改正に伴う運営規程の提出」から入力してください。

担 当 地域生活・医療的ケア支援担当 TEL 048-830-3317 FAX 048-830-4783

運営規程の見直しについて (障害児通所)

「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準」(厚生労働省令)の改正を受けて、県条例を改正したこと等に伴い、以下のとおりモデル運営規程を変更しました。ついては、各事業所におかれましても運営規程の見直しと変更届出の提出をお願いします。今回、モデル運営規程の付則で各条文の経過措置を追記しましたので、変更箇所一覧の①~⑦については運営規程に記載してください。

【内容】

- 1 令和4年4月1日から義務化されたもの
- (1)「虐待の防止のための措置に関する事項」に「虐待防止のための対策を検討する委員会(虐待防止委員会)の設置等に関すること」の追加
- (2)「身体拘束等の禁止」の追加
- 2 令和5年4月1日から義務化されるもの
- (1)「安全計画の策定等」の追加
- (2)「自動車を運行する場合の所在確認」の追加
- 3 令和6年4月1日から義務化されるもの
 - (1)「業務継続計画の策定等」の追加
- (2)「衛生管理等」(感染症の予防及びまん延防止のための措置)の追加

【変更箇所一覧】

	①虐待防止	②業務継続	4 衛生管理	⑤身体拘束	⑥安全計画	⑦自動車を
	の措置	計画	等	等の禁止		運行する場
						合の所在の
						確認
義務化の時						
期	R4.4.1	R6.4.1	R 6.4.1	R4.4.1	R 5. 4. 1	R 5. 4. 1
	~	~	~	~	~※1	~※2
モデル運営	第14条	第15条	第16条	第17条	第18条	第19条
規程での条	第1項(4)					
文						

- ※1 安全計画の策定等は、令和6年3月31日までの間は経過措置として、努力義務とする。
- ※2 自動車を運行する場合の所在の確認は、令和6年3月31日までの間は経過措置として、障害児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する場合であって、ブザー等を備えること等が困難な事情があるときは、代替措置(例:運転席に確認を促すチェックシートを備え付けるとともに、車体後方に園児等の所在確認を行ったことを記録する書面を備える。)を講じて障害児の所在確認を行うこと。